

受動喫煙防止対策助成金制度

一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費、又は受動喫煙を防止する為の換気設備の設置等に必要な経費の1/4（上限200万円）を助成する。

対象事業主 労働者災害補償保険適用の旅館業、料理店又は飲食店の事業主(※)

※ 旅館(宿泊業) 常時雇用者が100人以下。又は資本金5000万円以下
料理店又は飲食店 常時雇用者が50人以下。又は資本金5000万円以下

問合せ・申込先 各都道府県労働局 労働基準部 健康安全課

金沢市西念3-4-1 石川労働局労働基準部 健康安全課

TEL 076-265-4424 FAX 076-265-4431

受動喫煙防止対策に係る相談支援

事業場の業種に関係なく、受動喫煙防止対策を実施するうえでの技術的な相談内容について、専門家による電話相談受付。必要に応じて実地指導を行う。

相談ダイヤル 03-3213-1012

問合せ先 judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp

URL http://www.tokiorisk.co.jp/consulting/product_liability/iudokitsuen.html

職場内環境測定支援

受動喫煙防止対策を行う事業場において、たばこ煙濃度等の測定機器の無料貸出。

申込ダイヤル 03-5625-4296 FAX 03-5600-4907

URL <http://www.sibata.co.jp/tobacco/index.html>